**秘密保持契約書**

●●（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、以下の通り秘密保持契約を締結した。

1. **（目的）**

本契約は、乙が提案する甲と他企業の資本又は事業に関する提携並びに取引又はこれに類する企業関係の構築等の検討（以下「本件検討」という。）のために甲乙間で相互に開示する秘密情報の取扱いを定めることを目的とする。

1. **（秘密情報の範囲）**
2. 本契約において、「秘密情報」とは、書面、口頭、電磁的記録、物品他その形態及び方法の如何を問わず、本件検討に関連して甲又は乙より相手方に対し開示された一切の情報、本契約締結の事実及びその内容、並びに、本件検討の事実及びその内容をいう。
3. 本契約において、秘密情報を開示する者を「開示者」といい、秘密情報の開示を受ける者を「受領者」という。
4. 第1項の規定に拘わらず、以下の各号に掲げる情報については、秘密情報に該当しないものとする。
5. 開示を受けた時点で、既に公知である情報
6. 開示を受けた時点で、既に受領者が秘密保持義務を負うことなく保有していた情報
7. 開示を受けた後に、受領者の責めによらず公知となった情報
8. 開示を受けた後に、秘密保持義務を負うことなく、第三者より適法に入手した情報
9. **（秘密情報の利用）**

受領者は、秘密情報を本件検討の目的にのみ使用し、本件検討以外の目的に使用しない。

1. **（秘密情報の保持）**
2. 受領者は、秘密情報につき厳に秘密を保持し、開示者の事前の同意を得ることなく第三者に開示してはならない。
3. 前項の規定に拘わらず、受領者は、自己又は関係会社の役員及び従業員、並びに、弁護士、公認会計士、税理士、ファイナンシャルアドバイザー等（以下「本件関係者」という。）に対し、本件検討のために必要かつ最小限の範囲で秘密情報を開示することができる。なお、この場合、受領者は、秘密情報を開示した本件関係者に対し、本契約と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。
4. 本契約の規定に拘わらず、受領者は、裁判所、政府機関、金融商品取引所等より法令等に基づき秘密情報の開示を求められた場合には、当該開示に必要な範囲に限り開示することができる。但し、受領者は、速やかに当該開示の要求を受けた旨を当該法令等に反しない範囲で開示者に通知するものとする。
5. 甲及び乙は、金融商品取引法第166条乃至第167条の2において規定される内部者取引（インサイダー取引）規制を遵守する。
6. 受領者は、秘密情報の漏洩、盗難又は不正利用を防止するため、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとする。
7. **（秘密情報の破棄・返還）**

本件検討が終了した場合、若しくは、本契約が終了又は解除された場合には、受領者は、開示者の請求に従い、開示された秘密情報を漏洩が生じない手段により遅滞なく破棄又は返還しなければならない。

1. **（損害賠償）**

甲及び乙は、自己並びに自己の本件関係者が本契約に違反したことにより相手方に損害が生じた場合には、損害の拡大防止に適切な措置を行うとともに、相手方に生じた損害を賠償するものとする。

1. **（反社会的勢力の排除）**
2. 甲及び乙は、自己及び関係会社並びにそれぞれの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という。）に該当しておらず、又、反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与していないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当又は関与しないことを確約する。
3. 甲及び乙は、相手方が前項の規定に違反すると合理的に認められる場合には、催告その他何らの手続きを要することなく、相手方への通知により、本契約を即時に解除することができる。
4. **（有効期間）**
5. 本契約の有効期間は、本契約締結の日より1年間とする。但し、甲乙間で本件検討が継続している場合には、甲及び乙は、書面による合意の上、有効期間を延長することができる。
6. 甲及び乙は、30日間の猶予期間をおいて、相手方への書面による解約の申し入れを行うことにより、本契約を終了させることができる。
7. 本契約が終了又は解除された後も、第3条、第4条、第6条、本条本項、第9条及び第10条の規定については、本契約の終了又は解除された日より1年間は有効に存続する。
8. **（準拠法・管轄裁判所）**
9. 本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠する。
10. 本契約に関して甲乙間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
11. **（協議事項）**

本契約の解釈について疑義が生じた場合、又は、本契約に定めのない事項については、甲乙間で誠実に協議し、その取扱いを決定する。

以上の契約成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

●●年●月●日

|  |  |
| --- | --- |
| （甲） |  |
|  |  |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| （乙） |  |
|  |  |
|  |  |